

4月7日に投票に行けない方は・・・

期日前投票

投票日当日に、次の理由などで投票所に行くことができない場合には、**期日前投票**ができます。

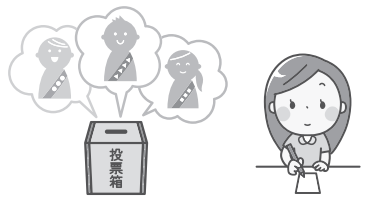
- ・投票日に仕事や冠婚葬祭などの予定がある。
- ・レジャーや買い物などの用事で、投票日に投票区域内にいない。

◆期日前投票期間

3月30日(土)～4月6日(土)

◆期日前投票所

琴丘地域拠点センター、山本総合支所、八竜農村環境改善センターの3か所に開設します。



期日前投票所設置期間	
場所	3月30日(土)～4月6日(土)
琴丘地域拠点センター	投票時間 午前8時30分～午後8時 ご自分の投票区に関係なく、どの期日前投票所でもご利用いただけます。
山本総合支所	
八竜農村環境改善センター	
事前に入場券裏面の「宣誓書」に必要事項をご記入の上、お越してください。	

不在者投票

◆滞在地における不在者投票

長期出張などで、他の市町村に滞在している方は、滞在先の選挙管理委員会にて不在者投票ができます。

- ① 「不在者投票宣誓書兼請求書」を三種町選挙管理委員会から取り寄せ、必ず本人が記入し、三種町選挙管理委員会へ提出してください。(郵送可、FAXやメールなど原本以外によるものは不可)
- ② 滞在先へ投票用紙などが、三種町選挙管理委員会から郵送されます。郵送された投票用紙などは、そのまま滞在先の選挙管理委員会に持参し、不在者投票を行ってください。

※自宅にて投票用紙に記入したり、不在者投票証明書の封筒を自分で開封すると無効になりますのでご注意ください。

- ③ 投票済の投票用紙が、滞在先の選挙管理委員会から三種町選挙管理委員会へ郵送されます。

◆指定施設での不在者投票

不在者投票ができる施設として、県選挙管理委員会から指定されている病院や老人ホームなど入院・入所している場合は、施設に

申し出れば指定場所で不在者投票ができます。

◆お体に障がいを持つ方は郵便による不在者投票ができます

【郵便により不在者投票ができる方】

- ① 身体障害者手帳を持つ方のうち
 - ・両下肢、体幹、移動機能に障がいを持つ方で1級もしくは2級の方
 - ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸に障がいを持つ方で1級もしくは3級の方
 - ・免疫、肝臓の障がいを持つ方で1級から3級までの方
- ② 戦傷病者手帳を持ち、①と同程度の障がいを持つ方
- ③ 介護保険法による要介護者で、介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護5である者として記載されている方

前記に該当する方で、郵便により不在者投票をしようとする方は投票日の4日前までに「郵便等投票証明書」を提示し、投票用紙の請求を行ってください。詳しくは、選挙管理委員会へお問い合わせください。

■選挙についてのおたずねは
三種町選挙管理委員会
 ☎74-6422